



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

| | |
|---|---|
| ○大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（地域包括支援課） | 2 |
|---|---|

訓令

| | |
|------------------------------|---|
| ○大和高田市緑の基本計画策定委員会設置要綱（都市計画課） | 2 |
|------------------------------|---|

告示

| | |
|---------------------------------------|---|
| ○放置自転車等の移動、保管（生活安全課） | 4 |
| ○公示送達（収納対策室） | 5 |
| ○公示送達（ 〃 ） | 5 |
| ○公示送達（ 〃 ） | 5 |
| ○引取りのない自転車等の処分（生活安全課） | 6 |
| ○違反公告物の除却、保管（都市計画課） | 6 |
| ○大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示（会計課） | 6 |
| ○3月市議会定例会の招集（財政課） | 7 |
| ○公示送達（介護保険課） | 7 |
| ○公示送達（ 〃 ） | 7 |
| ○大和高田市高額介護サービス費受領委任払い実施要綱を廃止する告示（ 〃 ） | 8 |
| ○放置自転車等の移動、保管（生活安全課） | 8 |

公告

| | |
|---|---|
| ○農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課） | 9 |
| ○令和2年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） | 9 |

選挙管理委員会

| | |
|--|----|
| ○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） | 11 |
| ○選挙管理委員会の招集（ 〃 ） | 12 |
| ○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（ 〃 ） | 12 |

農業委員会

| | |
|-------------------------|----|
| ○農業委員会3月定例委員会の招集（農業委員会） | 12 |
|-------------------------|----|

監査委員

| | |
|-----------------------|----|
| ○令和元年度定期監査の実施結果（監査委員） | 13 |
|-----------------------|----|

公営企業

| | |
|---|----|
| ○指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） | 15 |
| ○指定給水装置工事事業者の廃止（ 〃 ） | 15 |
| ○高6枝東三倉堂町地内管渠工事（56）・給配水管移設工事（G56）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課） | 16 |

規 則

規則第1号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

「

| | | |
|----------------------|--|--|
| 多目的室、会議室及び交流スペース | 午前9時から午後9時まで。 ただし、交流スペースの一般開放は、午前9時から午後7時まで | (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。 ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで |
| 親と子のすこやか広場及び健康交流スペース | 午前9時から午後6時まで | |
| 託児室 | 午前7時30分から午後9時まで | |

」を

「

| | | |
|------------------|--|--|
| 多目的室、会議室及び交流スペース | 午前9時から午後9時まで。 ただし、交流スペースの一般開放は、午前9時から午後7時まで | (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。 ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで |
| 親と子のすこやか広場 | 午前9時から午後6時まで | |
| 健康交流スペース | 午前9時から午後5時まで | |
| 託児室 | 午前7時30分から午後9時まで | |

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第3号

大和高田市緑の基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、大和高田市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、環境建設部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 財務部長
- (3) 市民部長
- (4) 福祉部長
- (5) 保健部長
- (6) 市立病院事務局長
- (7) 前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第12号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

| 移動年月日 | 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺 | | 近鉄高田市駅周辺 | | 近鉄松塚駅周辺 | | 近鉄浮孔駅周辺 | | 近鉄築山駅周辺 | |
|-----------|-----------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 |
| 令和2年1月10日 | | | 2 | | | | | | | |
| 令和2年1月14日 | | | 1 | | | | | | | |
| 令和2年1月15日 | 1 | | | | | | | | | |
| 令和2年1月17日 | | | 1 | | | | | | | |
| 令和2年1月20日 | | | 1 | | | | | | | |
| 令和2年1月21日 | 2 | | | | | | | | | |
| 令和2年1月22日 | 1 | | | | | | | | | |
| 令和2年1月28日 | 1 | | | | | | | | | |
| 令和2年1月29日 | | | 1 | | | | | | | |

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

| 移動年月日 | 地区 | 自転車 | 原動機付自転車 |
|----------|-----------|-----|---------|
| 令和2年1月7日 | 大和高田市幸町地内 | 2 | |

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を超過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を

徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第13号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第14号

令和元年度国民健康保険税第4期～6期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

| | |
|-----------------|------------|
| 令和元年度国民健康保険税第4期 | 令和元年11月25日 |
| 令和元年度国民健康保険税第5期 | 令和元年12月24日 |
| 令和元年度国民健康保険税第6期 | 令和2年1月22日 |

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

告示第15号

令和元年度市県民税第4期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度 市県民税第4期 令和2年1月23日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

告示第16号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年2月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和2年5月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和元年11月1日から令和元年11月30日までの間

告示第17号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

令和2年2月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

| 整理番号 | 名称 | 種類 | 数量 | 設置場所 | 除却日 | 保管開始日 | 保管場所 |
|------|---------|-----|----|------|--------|--------|---------|
| 1 | 堀田晃和（株） | はり札 | 4 | 市内 | R2・2・7 | R2・2・7 | 市役所西駐車場 |
| 2 | 東武建設 | はり札 | 2 | 市内 | R2・2・7 | R2・2・7 | 市役所西駐車場 |

告示第20号

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示
 大和高田市金融機関の指定について（平成15年告示第7号）の一部を次のように改正する。
 第2項中「株式会社 商工組合中央金庫」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第21号

令和2年3月6日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和2年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

告示第22号

令和元年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知書の発送年月日

令和元年7月5日（番号1～5）

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第23号

令和元年度介護保険料納入通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和元年7月5日（番号1～40）

2. この公示送達により変更する納期限

| | | | |
|-----|------------|-----------|------------|
| 変更前 | 令和元年7月31日 | 令和元年9月2日 | 令和元年9月30日 |
| 変更後 | 令和2年3月31日 | 令和2年3月31日 | 令和2年3月31日 |
| 変更前 | 令和元年10月31日 | 令和元年12月2日 | 令和元年12月25日 |
| 変更後 | 令和2年3月31日 | 令和2年3月31日 | 令和2年3月31日 |

変更前 令和2年1月31日 令和2年3月2日
 変更後 令和2年3月31日 令和2年3月31日

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第24号

大和高田市高額介護サービス費受領委任払い実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高額介護サービス費受領委任払い実施要綱を廃止する告示

大和高田市高額介護サービス費受領委任払い実施要綱（平成12年告示第165号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第25号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

| 移動年月日 | 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺 | | 近鉄高田市駅周辺 | | 近鉄松塚駅周辺 | | 近鉄浮孔駅周辺 | | 近鉄築山駅周辺 | |
|-----------|-----------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 |
| 令和2年2月10日 | 3 | | | | | | | | | |
| 令和2年2月18日 | 1 | | | | | | | | | |

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

| 移動年月日 | 地区 | 自転車 | 原動機付自転車 |
|-----------|------------|-----|---------|
| 令和2年2月7日 | 大和高田市池田地内 | 1 | |
| 令和2年2月10日 | 大和高田市永和町地内 | 1 | |

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

公告第5号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|------------|--|
| 1 件 名 | 令和2年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託 |
| 2 契約期間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| 3 業務内容等 | 仕様書のとおり |
| 4 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>5 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業者であること。</p> <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽自動車運送事業者であることを証する書類 ④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） <p>上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年2月19日（水）から令和2年3月4日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 郵送の場合、令和2年3月3日（火）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>6 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| <p>7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p> | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年3月12日（木）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>令和2年3月16日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 8 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年3月17日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 9 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p> |
| 10 入札保証金 | <p>免除します。</p> |
| 11 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年3月18日（水）午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 12 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 13 落札者の決定等 | <p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p> |
| 14 その他 | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年2月13日（木） 午後4時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年3月2日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第4号

令和2年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,719人

6分の1の数 9,360人

50分の1の数 1,124人

農業委員会

農業委員会告示第2号

令和2年第3回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

令和2年2月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年3月6日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項についての通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 農地法第3条の2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について
- 第6号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第7号 その他

監査委員

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和元年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月28日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 米田 昌玄

1. 監査の対象

- 企 画 政 策 部 企画広報課・秘書課・法務情報課・人事課
- 財 務 部 財政課・財産管理課・税務課・収納対策室・庁舎建設室
- 市 民 部 市民課・産業振興課・自治振興課・市民協働推進課
危機管理課・生活安全課
人権施策課
隣 保 館【曙・市場・土庫・東雲】
青少年会館【曙・市場・塙・東雲】
- 福 祉 部 社会福祉課・保護課・児童福祉課
保 育 課
こども園【土庫】
保 育 所【天満・みどり・磐園】
- 保 健 部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課
保険医療課【天満診療所】
- 環 境 建 設 部 土木管理課・営繕住宅課・都市計画課・環境衛生課・契約監理室
クリーンセンター【企画整備課・美化推進課】
- 上 下 水 道 部 水道総務課・水道工務課・下水道課
- 会 計 課
- 教育委員会事務局 教育総務課
幼稚園【浮孔・磐園・陵西】
小学校【土庫・浮孔・磐園・陵西】

中学校【高田西】

学校教育課

幼稚園【浮孔・磐園・陵西】

小学校【土庫・浮孔・磐園・陵西】

中学校【高田西】

生涯学習課【中央公民館・図書館】

体育振興課・青少年課・文化振興課

商業高校事務管理課

議 会 事 務 局

庶務課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

監 査 委 員 事 務 局

市 立 病 院

総務課・管理課・医事課・看護専門学校・訪問看護ステーション・

栄養管理科

2. 監査の期間

前 期 令和元年10月24日から令和元年12月17日まで

後 期 令和2年1月21日から令和2年1月29日まで

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的効率的におこなわれているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査をおこなった。また、内容聴取については、監査時点(9月・12月末日現在)の資料に基づき、関係職員から所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は令和元年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調(部門別)
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 施工工事一覧表
- ⑤ 物品購入・請負(工事を除く)・賃貸借契約状況表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表

- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ 収入整理簿
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、事務執行においては、注意または検討を要するものが一部見受けられた。

業務執行にあたっては、厳しい財政状況の下、行政サービスの水準を維持していくため、日常業務の改善を図っていくことが喫緊の課題である。

業務の効率性と効果性を高める業務改善には、日常業務で遵守すべき法令等を明確にし、事務を標準化・ルール化するための事務マニュアルの整備や業務上発生する様々なリスクの可視化を図り、すべてを全庁的に捉え対応できるよう業務改善のための組織整備が必要となる。

業務の効率化を図るための全庁にわたる横断的なシステムの構築や、組織が抱えるリスクの防止に向けた体制整備に努められるよう望むものである。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前掲示場に掲示済み）

公営企業

上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年2月3日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

| | | |
|-------------------------|-----------------|---------------------------|
| 1 事業者名 (株) アズクリエイティブ | 2 代表者名 河北 裕介 | 3 所在地 愛知県名古屋市中区錦2-5-12 |
|-------------------------|-----------------|---------------------------|

上下水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和2年2月17日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

| |
|-----------------------------|
| 1 事業者名 岸田水道工業所 谷田土木水道 |
|-----------------------------|

- 2 代表者名
岸田 全弘
谷田 修
- 3 所在地
大和高田市市場 766 番地の 5
奈良市南京終町 7 丁目 488-1-A 棟 101

上下水道事業公告第2号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年2月21日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

| | |
|-----------------|--|
| 1 工事名 | 高6枝東三倉堂町地内管渠工事（56）・給配水管移設工事（G56） |
| 2 工事場所 | 大和高田市 東三倉堂町 地内 |
| 3 工事期間 | 契約締結日から令和2年8月31日（月）まで |
| 4 工事内容 | 入札説明書（仕様書）のとおりに |
| 5 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 （2）令和元年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 （9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。 |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大 |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年2月25日（火）から令和2年3月2日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和2年3月3日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| <p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p> | <p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年2月25日（火）から令和2年3月4日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p> |
| <p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p> | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年3月12日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年3月13日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| <p>10 入札書の提出方法</p> | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>令和2年3月17日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 1 1 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p> |
| 1 2 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 1 3 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年3月18日（木）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 1 4 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p> |
| 1 5 落札者の決定 | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p> |
| 1 6 契約保証金 | <p>免除します。</p> |
| 1 7 最低制限比較価格 | <p>¥19,120,000-（消費税等抜き）</p> |
| 1 8 前金払 | <p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p> |
| 1 9 部分払 | <p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p> |
| 2 0 その他 | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |